

京都市告示第146号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和8年5月29日

京都市長 松井 孝治

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
本橋 遼太郎	のどか整骨院	山科区大宅細田町110-2	令和8年3月1日
佐々木 勝彦	さくらライフ鍼灸治療院	山科区勸修寺平田町10	令和8年4月1日
高山 滉司	こころ京都中央鍼灸治療院	下京区東町260-1 ネカドビル3階	令和8年4月21日
村中 謙心	村中 謙心	右京区嵯峨天龍寺中島町 16-5	令和8年4月1日
酒田 恵実	さかた鍼灸マッサージ院	右京区嵯峨中又町28-6 グランツ錦303	令和8年4月1日
山村 紗弥花	山村治療院	右京区梅津北浦町23-74	令和8年4月7日
柳原 義明	松陽しんきゅう院	西京区山田平尾町 51-107	令和8年4月27日
小嶋 航輝	永田東洋鍼灸整骨院	伏見区東町212-1ツイン ズスクエアウエスト1F	令和8年4月1日
水嶋 陸斗	宇治東洋鍼灸整骨院	宇治市広野町一里山65-3 クレスビル1F	令和8年4月1日

(保健福祉局福祉のまちづくり推進室)